

令和3年度
第1回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

令和3年4月13日開会

高松市農業委員会

令和3年度第1回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和3年4月13日（火）午後2時開会

開催場所 高松市防災合同庁舎（危機管理センター）3階 301会議室

出席委員 20人

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 2番 真鍋 俊二
- 4番 佃 俊子
- 5番 太田 政美
- 6番 高砂 清一（会長職務代理者第1）
- 7番 瀧本 繁樹
- 8番 森口 憲司
- 10番 赤松 貞廣
- 11番 谷口 勝幸
- 12番 真鍋 芳治
- 13番 佃 光廣
- 14番 冨本 正樹（会長職務代理者第2）
- 15番 河田 薫
- 16番 藤澤 鶴夫
- 17番 河野 光明
- 19番 森 吉朝
- 20番 谷上 諭
- 21番 宮武 正明
- 23番 神内 茂樹
- 24番 古川 浩平

欠席委員 4人

- 3番 佐竹 博巳
- 9番 三好 義光
- 18番 原田 和幸
- 22番 橋田 行子

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課長 南 岳志
- 農政課長補佐 向谷美保子
- 農地係長 中野 清作
- 農政管理係長 浮田 政宏
- 主 査 藤澤 英宣
- 主 査 田山 元太
- 主任技師 河合 良治

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第8号 非農地証明願について
- 議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による
開発計画に対する意見について
- 議案第11号 農用地利用配分計画（案）について
- 報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議 長(会長) ただ今から令和3年度第1回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。
本日の出席委員は24人中20人で、定例総会は成立しております。
欠席委員は、佐竹委員、三好委員、原田委員、橋田委員の4名です。
それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名ではありますが、私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は16番藤澤委員及び17番河野委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

田山主査 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申しあげます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、賃借人が労力不足のため農地中間管理事業を活用した賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

2番は、賃借人が労力不足のため残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

3番は、残存小作地を小作人へ譲り渡すため残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は金銭です。

所有権移転の内容については、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権8番のとおりです。

4番は、第三者が転用するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は作付補償です。

転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権14番のとおりです。

5番は、賃貸人が農地の売却を行うため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

所有権移転の内容については、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権16番のとおりです。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

議案書2ページを御覧ください。

1番、2番は、第三者が転用するため返還を受けたものです。

転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請賃借権1番のとおりです。

3番、4番は、第三者に売却するため香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたものです。

所有権移転の内容については、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権4番のとおりです。

5番、6番は、貸人が自ら耕作するため返還を受けたものです。

7番、8番は、第三者に売却するため、返還を受けたものです。

所有権移転の内容については、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権7番及び16番のとおりです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について5件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について8件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合主任技師 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書 3ページを御覧ください。

1番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和48年ごろに造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権2-1、2-2番に関連しています。

3番は、申請地北側に隣接する共同住宅の露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成3年ごろに造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成8年ごろに建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が41.45平方メートルあります。

6番は、住宅への進入路、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、建築する住宅の進入路、露天駐車場が必要となったもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成22年7月に一部造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、農家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は実家に隣接しているため利便性が良く、子供も生まれて手狭になったため住宅を建築するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が48.69平方メートルあります。

8番は、貸住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅を建築する際、宅地を拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成12年ごろに造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が294.21平方メートルあります。

農地法第4条第1項の規定による許可申請9番に関連しています。

9番は、貸住宅の進入路並びに農機具及び資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅及び所有農地の利便性向上のため、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成12年ごろに造成済みですが、この度追認許可を受けるも

ので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

農地法第4条第1項の規定による許可申請8番に関連しています。

10番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第3種農地に区分されますが、住宅を建築する際宅地を拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成61年ごろに建築済みですが、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止する農道を含む併用宅地等が407.26平方メートルあります。

農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権23番に関連しています。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について10件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようがありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主査 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について御説明申しあげます。

議案書4ページをお開きください。

1番は、令和2年4月20日付けで宅地分譲用地として転用許可申請をしていましたが、転用計画の変更により許可申請の取下願があったものです。

以上、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようがありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願については受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願については受理することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主査 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書5ページを御覧ください。

1番は、令和3年1月14日付けで、車両10台分の露天駐車場用地として転用許可を受けていましたが、業務上、2台の車両を保管する車庫を建築する必要が生じ、許可後の事業計画変更申請をするものです。

2番は、平成29年11月17日付けで、2階建2棟の分譲住宅用地として転用許可を受けていましたが、顧客から平屋建築の要望があり、当初計画の2階建2棟から2階建1棟及び平屋建1棟に変更するため許可後の事業計画変更申請をするものです。

3番も、令和元年7月10日付けで、2階建1棟の分譲住宅用地として転用許可を受けていましたが、2番同様、顧客から平屋建築の要望があり、当初計画の2階建1棟から平屋建1棟に変更するため許可後の事業計画変更申請をするものです。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について3件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第4号については承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 御異議がないようでありますので、議案第4号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

今回の特別現地調査は、新型コロナウイルスに対する香川県の警戒レベルが4月24日まで「感染拡大防止集中対策期」と位置付けられておりますことから、感染防止の観点から事務局職員のみでの現地調査を行っております。

事務局の説明を求めます。

藤澤主査 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について御説明申しあげます。

特別議案のうち、所有権の1番及び賃借権の1番は一体利用案件で、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査対象案件となっています。

また、全案件、地区部会における現地調査及び審議において、問題ない旨報告を受けております。

内容につきまして、まず、別紙の5条特別議案書所有権の1ページを御覧ください。

1番の申請地は、高松市立多肥小学校北西200メートルに在り、食料品の加工製造、日用雑貨及び衣料品の販売並びに不動産業を営む転用者が、高松市内の未出店地区で郊外型の大規模な複合型小売店舗・貸店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている第3種農地に区分され、申請地は県道太田上町志度線に面し、交通の利便性が良く、対面には同様の大規模小売店舗が出店予定であり、集客の相乗効果が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者8名のうち1名については転用同意が得られていませんが、転用によって被害が及ぶ場合は、転用事業者及び当事者間において解決する旨の確約書が提出されており、被害防除措置も適切であると考えます。

用途廃止する農道・水路を含む併用宅地等が2,154.72平方メートルあります。

後ほど御説明します5条特別議案賃借権1番と一体利用するもので、合計の転用面積は28,008平方メートルです。

2番の申請地は、独立行政法人国立病院機構高松医療センター南東400メートルに在り、転用者が所有するサッカー場、野球場及び陸上競技場を備えた総合グラウンドを利用及び観戦する者のための露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は総合グラウンドに隣接し来場者にとって利便性が良く、地元住民から要望されている路上駐車解消にもつながることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が660.82平方メートルあります。

3番の申請地は、香川県立図書館南西1キロメートルに在り、転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は県道太田上町志度線に近く、交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用公衆用道路が8.32平方メートルあります。

次に賃借権について御説明します。2ページをお開きください。

1番の申請地は、都市計画法の定める用途地域に接する第2種農地で、候補地の比較検討も適切になされ、先ほど御説明しました特別議案所有権1番と一体利用するものです。合計面積が28,008平方メートルで、複合型小売店舗・貸店舗用地として転用申請するものです。所有権1番と同様、立地基準、一般基準ともに適切であると考えます。

5条特別議案所有権1番、使用貸借に係る農地返還通知1番、2番に関連しています。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権3件及び賃借権1件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、御審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主査 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案のうち、まず、所有権移転の案件について御説明申しあげます。

議案書6ページを御覧ください。

1番は土木建築工事の請負、設計施工業を営む法人が、販売中の分譲マンションの売れ行きが好調であることから、事業拡大のため新たな分譲マンション用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

農地法第4条第1項の規定による許可申請2番に関連しております。

3番は高松市道新設により墓地の一部が収用されるため、代替の墓地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが代替地の検討もされた結果、北側が市道に接し、既存の墓地横で、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、墓地埋葬法の許可を得ており、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。
議案書7ページを御覧ください。

5番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、貸店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、健康食品販売業を営む法人が、現在、会社敷地内を駐車場として利用していますが来客が多く手狭であるため新たな露天駐車場として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成10年に造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

10番は、現在借家住まいで手狭となっていることから非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が県道八栗原線に接し、教育施設が近く、周辺は分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

11番は、不動産賃貸業を営む法人が共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書8ページを御覧ください。

12番は、現在居住している家に子の家族を住ませるため隣接地を非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで被害防除措置も適切であると考えます。

14番は、現在借家住まいで、子どもの成長に伴い家財道具が増えたことから、非農家の自己住宅建築及び同敷地内に個人事業用の管工事の資材及び車両等を置くため転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に接し、国道11号線近くで交通の利便性が良く、倉庫は自宅と一体で利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

15番は、太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

16番は、クレーンによる荷役運搬業を営む法人が、社員用の駐車スペースが不足していることから、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

17番は、防災施設の設計施工・管理業を営む法人が、資材置場と来客用の駐車場が不足していることから、新たな露天資材・車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に接し、主要地方道国分寺中通線へのアクセスが良く、事務所からも近く利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

18番は、自営で土木工事業を営む個人が事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が都市計画法の開発道路を介して市道に接し、主要地方道国分寺中通線へのアクセスが良く、自宅

からも近く、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成20年に造成済みですが、この度追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権20番、賃借権3番に関連しています。

19番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が高松市道に接し、主要地方道国分寺中通線へのアクセスが良く、周辺は分譲住宅で宅地化の進んだ閑静で住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成20年に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が133.32平方メートルあります。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権20番に関連しています。

20番は、今回同時に提出されています農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権18番・19番・賃借権3番に関連する給排水路用地として関係者が共同施工により転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、関連議案の目的達成上必要なもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成20年に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており被害防除措置も適切であると考えます。

21番は、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存宅地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和50年に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が289.08平方メートルあります。

議案書9ページを御覧ください。

22番は、自動車、オートバイの点検整備及び修理業を営む法人が、現在、従業員や修理車両等を駐車している敷地が手狭であることから、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に接し、自宅兼会社事務所と隣接し利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

23番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については第3種農地に区分されますが、既存住宅の宅地拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和41年に造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が407.26平方メートルあります。農地法第4条第1項の規定による許可申請10番と関連しています。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

議案書12ページをお開きください。

2番は、防水工事の設計施工業等を営む法人が、事業拡大により店舗兼車庫用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第3種農地に区分され、現在使用している事務所に隣接し、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、自営で土木工事業を営む個人が、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が都市計画法の開発道路を介して市道に接し、車両の出入りが容易で、事務所に隣接し、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成20年に造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権18番・20番に関連しています。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

議案書13ページをお開きください。

1番は、妻所有の農地を借り受けて、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、現在借家住まいですが、子の成長に伴い住居が手狭となったことから、母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側及び東側が道路に接し、親が所有する農地の中で最も遠方にある農地で、耕作が不便であることと、現在居住している校区内にあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者と

の調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、現在借家住まいですが、子どもが増え住居が手狭となったことから、妻の祖母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側から進入路を介して東側の市道に接し、妻の祖母宅に隣接しており農業の手伝いや祖母の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借1番に関連しています。

4番は、子どもが増え手狭となったことから、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第3種農地に区分されますが、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、現在借家住まいですが、手狭となったことから、妻の父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討も適切になされ、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権20件、賃借権2件、使用貸借5件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

田山主査 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書14ページを御覧ください。

1番は、譲渡人が譲受人に持分の贈与を行い、譲受人の単独所有とするもので、取得後は水稻を作付けするものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番、3番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

4番は、譲渡人が農業廃止をすることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

使用貸借に係る農地返還通知の3番、4番に関連しております。

5番は、譲渡人が譲受人に一括贈与をするもので、取得後はキュウリ等の野菜を栽培するものです。

6番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はジャガイモや玉ネギ等の野菜を栽培するものです。

7番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

使用貸借に係る農地返還通知の7番に関連しております。

議案書15ページを御覧ください。

8番は、残存小作地を小作人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。農地法第18条第6項の規定による通知3番に関連しております。

9番は、農地整形を行うもので、取得後は水稻を作付けするものです。

10番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は松を栽培するものです。

11番は、譲渡人が農業廃止をすることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はオリーブ及びハーブを栽培するものです。

12番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

なお、下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借2番が同時に提出されており、要件は満たします。

13番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

14番、15番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は14番が水稻を15番が米麦を栽培するものです。

16番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は栗を栽培するものです。

農地法第18条第6項の規定による通知5番及び、使用貸借に係る農地返還通知の8番に関連しております。

議案書16ページを御覧ください。

17番は、譲渡人が農業廃止をすることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申し上げます。

議案書17ページを御覧ください。

1番は、隣接農地を分家住宅に転用するのに伴い、申請地に排水管を埋設するため20年間借り受けるものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借3番に関連しています。

2番は、経営規模の拡大を希望する借人が3年間借り受けてビワを栽培するものです。

なお、下限面積の関係で、先ほど御説明しました農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権12番に関連しています。

以上、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転17件、使用貸借2件御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合主任技師 議案第8号 非農地証明願について御説明申し上げます。

議案書 18ページを御覧ください。

1番は、昭和63年12月から道路拡幅用地として、3番・4番は、令和3年3月から、5番は、昭和47年8月から、道路として利用しており、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設、農道、水路等の用に供する場合」に該当するものです。

2番は、昭和45年ごろから、6番は、昭和60年ごろから、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不適當等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第8号 非農地証明願について6件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第8号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第8号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

田山主査 議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申しあげます。

議案書19ページを御覧ください。

1番、2番は、現地調査した結果、全筆農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

以上、議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、2件御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第9号については証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第9号については証明することに決定いたしました。

次に、議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合主任技師 議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申しあげます。

資料1の2ページを御覧ください。令和3年3月3日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

これは、3ページのとおり、令和3年3月2日付けで事業者から香川県知事宛に土地開発行為協議書が提出されたことによるもので、開発行為を行う土地は同ページ上段に記載の山林、合計面積0.8014ヘクタールです。

土地開発行為の目的は、土石採取の跡地の復旧を行うものです。

開発計画の内容は、盛土、植栽工及びのり面緑化の施工を行うものです。4ページに位置図を、5ページ以降には現況平面図、土地利用計画図及び断面図を付しています。

1ページを御覧ください。

3月25日に地区担当委員と担当職員で現地調査を実施し、下流域に農地が在ることを確認しました。

地区部会で協議した結果、高松市長には、資料1の下段の5案のとおり「開発行為に当たっては、採取場の下流域に存在する農地、農業施設及び農作物に支障を及ぼすことのないよう万全の措置を講じること。」と回答したいと考えております。

以上、議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第10号に係る意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 御異議がないようでありますので、議案第10号に係る意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに決定いたしました。

次に、議案第11号 農用地利用配分計画(案)についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

浮田農政管理係長 議案第11号 農用地利用配分計画(案)について御説明申しあげます。

資料2を御覧ください。

4月7日付け高農第30号で高松市長から、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき農用地利用配分計画についての意見伺いが提出されております。

一枚めくっていただきまして、1ページが件数と面積の集計表です。

上から中部、東部、西部と別れておりますのは農地機構の集積専門員の担当地区ごとに集計したためです。これらは1月の農業相談会で貸借の申出があり、3月31日付けで農用地利用集積計画の公告した農地の内、農地中間管理事業を利用しているもので、現在、香川県農地機構が中間管理権を取得した状態となっているものです。

これを同機構から受け手に利用権を設定するため、香川県の農用地利用配分計画の認可を受けるに当たり、高松市長から農業委員会に意見伺いが提出されているものです。

また一番下の変更分の13件27筆につきましては、配分計画が変更になる案件です。これは香川県農地機構が平成26年から令和2年にかけて中間管理権を取得した農地について、これまで貸付していた耕作者が耕作できなくなった等の理由により、残り期間を、貸付先を変更して貸付するものです。

変更分も含めた今回の配分計画は高松市全域で、申出件数160件、筆数439筆、面積が448,236.67平方メートルとなっております。

2ページ以降が、それらの明細表となっており、その内最後の22ページと23ページが配分計画の変更分です。

なお、香川県の認可公告は、いずれも5月31日が予定されております。

以上、議案第11号 農用地利用配分計画(案)について、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第11号については異議のない旨回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 御異議がないようでありますので、議案第11号については異議のない旨回答すること

に決定いたしました。

中野農地係長 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。
資料3を御覧ください。

期間としましては、令和3年3月5日から4月7日分までであります。

まず、許可件数ですが、2月以前の議決分といたしまして4条が1件、5条が6件、3月議決分といたしまして4条が15件、5条が42件、合計で4条が16件、5条が48件です。

許可保留件数につきましては、2月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が7件、3月議決分といたしまして4条が1件、5条が9件、合計で4条が1件、5条が16件です。

取下につきましては、2月以前の議決分で、5条で1件ありました。

次に、許可保留及び取下の内容について御説明申しあげます。

2ページを御覧ください。

4条関係で、3月議決分の8番が開発許可未了により許可保留となっております。

3ページを御覧ください。

5条関係で、先ほど御審議いただきました令和2年5月議決分の35番が、令和3年3月22日付けで取下げられたものです。次に、令和2年12月議決分の26番、令和3年1月議決分の17番、18番及び下段の表、2月議決分の1番、4番、9番、4ページの22番が各表の右端、保留理由欄に記載がありますように、開発許可・直近事業造成工事未了により許可保留となっております。

5ページを御覧ください。

5条関係で、3月議決分の3番、9番、11番、12番、16番、次の6ページの26番、28番、32番、7ページの使用貸借14番が表の右端保留理由欄に記載がありますように開発許可・直近事業造成工事・道路工事承認未了により許可保留となっております。

以上で今月の許可状況についての報告を終了します。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等はありませんか。——御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで令和3年度第1回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時30分 閉会